

建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準実施細目

制定	11 都市建調第 182 号 平成 11 年 8 月 30 日
改正	29 都市建企第 41 号 平成 29 年 4 月 17 日
改正	2 都市建企第 964 号 令和 2 年 12 月 1 日
改正	2 都市建企第 1242 号 令和 3 年 1 月 18 日

第 1 総則

この細目は、建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定並びにこれに基づく認定基準（平成 29 年 4 月 17 日 29 都市建企第 41 号。以下「認定基準」という。）に基づき、規定する事項及びその他認定を施行するに必要な事項を定めるものとする。

第 2 認定区域等の表示

- 1 建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項又は第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定を受けた者は、区域が接する道路及び区域内の通路等から見やすい区域内の場所に、対象区域が認定を受けた旨並びに区域内の通路及び公開空地の位置等を、様式 1 による掲示板により、公衆に表示しなければならない。
- 2 1 に定める掲示板は、区域面積に応じて、次の表に定める枚数以上の掲示板を設置すること。ただし、通路の配置及び区域の周囲の状況等によりやむを得ないと認められる場合については、その数を変更することができる。

区 域 面 積	掲 示 板 枚 数
3,000 平方メートル以下の場合	2 枚
3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下の場合	3 枚
5,000 平方メートルを超える場合	3 枚に、当該超える部分が 10,000 平方メートル以内ごとに 1 枚を加えた枚数

- 3 1 に定める掲示板の規格は、次に定めるとおりとする。

ア ステンレス製、鋼板等や耐候性、耐久性に富み、かつ容易に破損しない材料とする。

イ 堅固に固定したもの。

ウ 大きさは縦 100 センチメートル以上、横 70 センチメートル以上とする。

第 3 認定申請時に提出する書面

- 1 建築基準法施行規則第 10 条の 16 第 1 項第 3 号の規定による同意を得たことを証する書面は、様式 2 によるものとする。
- 2 建築基準法施行規則第 10 条の 16 第 2 項第 2 号の規定による建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面は、様式 3 によるものとする。
- 3 建築主は、認定基準に適合することを確認するため、様式 4 「建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準への適合チェックシート」を提出しなければならない。

#### 第4 その他

建築基準法施行規則第10条の21第1項第2号の規定による合意を証する書面は、様式5によるものとする。

附則（平成11年8月30日付11都市建調第182号）

- 1 この細目は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月17日29都市建企第41号）

- 1 この細目は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この細目の施行前になされた認定、申請の処分又は手続きは、この細目によってなされた処分又は手続きとみなす。

附則（令和2年12月1日付2都市建企第964号）

- 1 この細目は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この細目の施行前になされた認定、申請の処分又は手続きは、この細目によってなされた処分又は手続きとみなす。

附則（令和3年1月18日付2都市建企第1242号）

- 1 この細目は、令和3年1月18日から施行する。
- 2 この細目の施行前になされた認定、申請の処分又は手続きは、この細目によってなされた処分又は手続きとみなす。